

## 平成22年11月29日（月曜日）

### ○出席議員（16名）

議 長	北 川	進 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	清 水	文 雄 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	水 口	裕 子 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	渡 辺	旺 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

### ○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君		総 務 部 長	島 田	睦 郎 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君		総 務 課 長	山 田	吉 弘 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君		まちづくり政策部 企画財政課長	岩 上	涼 一 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君		まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	田 中	徹 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君		町民福祉部 町民生活課長	重 原	正 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君		町民福祉部 健康推進課長	長 丸	信 也 君
都市整備部長	橋 本	稔 君		町民福祉部 介護福祉課長	北 川	真 由 美 君
教育委員会教育次長 兼学校教育課長	長 丸	一 平 君		町民福祉部 環境政策課長	中 宮	憲 司 君
消 防 長	津 幡	博 君		都市整備部 産業振興課長	井 上	慎 一 君
総務部担当部長 兼税務課長	北	雅 夫 君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	長 田	学 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	中 西	昭 夫 君		都市整備部 上下水道課長	中 村	由 利 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君		教育委員会 生涯学習課長	井 上	豊 君
				消防本部消防次長 兼消防署長		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

○議事日程（第1号）

平成22年11月29日 午後1時30分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第61号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由の説明

日程第5

議案の上程（議案第60号～議案第63号）



○開会・開議

午後1時30分開会

○議長【北川進君】 ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回内灘町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



○会議録署名議員の指名

○議長【北川進君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、13番中川達議員、14番南守雄議員を指名いたします。



○会期の決定

○議長【北川進君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。



○諸般の報告

○議長【北川進君】 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお



○議長【北川進君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### ○議案の委員会付託

○議長【北川進君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### ○休 憩

○議長【北川進君】 この際、議案審議のため、暫時休憩といたします。

午後1時37分休憩

#### ○再 開

○議長【北川進君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

#### ○議案一括上程

○議長【北川進君】 日程第5、先ほど所管の総務常任委員会に付託いたしました議案第60号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4

議案を一括して議題といたします。

#### ○常任委員長報告

○議長【北川進君】 これより総務常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

藤井良信総務常任委員長。

〔総務常任委員長 藤井良信君 登壇〕

○総務常任委員長【藤井良信君】 平成22年第2回臨時会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第60号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第61号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第62号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成22年11月29日

総務常任委員会委員長 藤井良信

○議長【北川進君】 総務常任委員長の報告が終わりました。

#### ○質 疑

○議長【北川進君】 総務常任委員長の報告

に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



## ○討 論

○議長【北川進君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

北川悦子議員。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

○6番【北川悦子君】 議席番号6番、北川悦子です。

議案第60号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今回の改定は、毎月の給与とボーナスとも引き下げられることになり、先ほどいただきました資料によりますと、年間で部長給与で平均15万9,206円、課長給与では年間平均10万5,658円、総括主査級で平均8万5,183円のダウンになります。総額で1,320万円にも上がります。

また、期末手当での調整措置ということで、ことし4月からさかのぼってボーナスから差し引くことも条例の内容に含まれています。職員の暮らしに大きく影響してきます。

また、今回の改正は、昨年に引き続き2年連続の大幅な給与削減です。今後の生活設計に与える影響はとても大きいものです。また、職員の生活だけにとどまらず、地域経済にも影響してくると思います。

異常不況が一層加速し、地域経済は疲弊していきだけです。家計を温め、消費を温めてこそ物が売れるようになり、売れば製造業も生産を伸ばすことができ、商業も活発になり、景気全体が上向き、民間の給与も引き上がる条件が開かれてくると思います。

民間と公務員との賃金引き下げ競争の悪循環を断ち切って、地域経済を活性化させ、民間の給与も引き上げられるようにすべきだと

思います。

以上の点から、議案第60号は認めることができませんので、反対したいと思います。

以上です。

○議長【北川進君】 他に討論ありませんか。

中川達議員。

〔13番 中川達君 登壇〕

○13番【中川達君】 今ほど議案第60号、第61号、62号、63号を審議した立場から、提出議案に対する賛成の討論をさせていただきますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

まず最初に、議案第60号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、今ほど反対という討論がございました。よくよく審議の過程の中で、やはり提出された町長初め各部課長におかれましては、それぞれ断腸の思いで町のあり方、そしてまた民間と対公務員との比較、そういったものを人事院勧告から出された中で対比をしながら、そういった議案がまず出されたと認識をいたしております。

そういった中で、確かに厳しい状況が続いておりますけれども、やはり行政といたしまして、そういった形の中で、先ほどおっしゃった中、断腸の思いというのは重々私たちも説明聞いて納得をした状態でございます。民間も非常に厳しい、そしてまたそれに伴って行政も改革、あるいはまた行財政改革の中での一環としての削減という思いがあったことだと私は認識をいたしております。

そういった中で、やはり景気というものもまず第一に考えられますけれども、やはりしっかりとした根本的な数字というものをとらえる、そしてまた町民のご理解をいただけるような形という中で、主事及び部長までのそういった毎月の若干の給与の削減、決して新しい方の、そして若い方の意欲をなくするような予算執行ではないと私は思っております。

そういった考えのもとでひとつ皆さんご理解をいただき、賛成をしていただきますようお願いを申し上げて、賛成の討論にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【北川進君】 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



## ○表 決

○議長【北川進君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第60号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【北川進君】 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第61号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第61号、議案第62号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

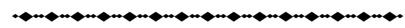
例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



## ○閉議・閉会

○議長【北川進君】 以上で今回の臨時会に付議されました議件は議了いたしました。

よって、平成22年第2回内灘町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、  
ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員